

## 東海カーボン株式会社石巻工場の公害防止に関する協定書

昭和 51 年 5 月 29 日

昭和 60 年 3 月 26 日

昭和 63 年 10 月 19 日

平成 3 年 7 月 1 日

平成 4 年 10 月 30 日

平成 13 年 7 月 10 日

平成 25 年 3 月 29 日

宮城県、石巻市及び東松島市(以下「甲」という。)と東海カーボン株式会社(以下「乙」という。)とは、乙が石巻市重吉町 1 番 10 に設置している石巻工場（カーボンブラック生産 5, 0 0 0 t / 月）（以下「工場」という。）について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

### (目的)

第 1 条 この協定は、工場の操業に伴う公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (事業者の責務)

第 2 条 乙は、工場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努めるものとする。

### (大気汚染防止対策)

第 3 条 乙は、工場に設置するばい煙発生施設に係る大気汚染防止対策として、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) ばい煙発生施設及び排出ガス量等は別表第 1 のとおりとすること。
  - (2) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについては、別表第 2 に掲げる基準を遵守すること。
- 2 乙は、工場から発生する粉じんについては適切な措置を講ずることによりその防止を図るものとする。
- 3 乙は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱（昭和 51 年 6 月 12 日施行）に基づき、宮城県が行う施策に協力する。

4 乙は、ばい煙発生施設に、硫黄酸化物排出濃度、窒素酸化物排出濃度及び燃料使用量等にかかわる自動測定装置を設置し、県が行うテレメート化に協力するものとする。

(水質汚濁防止対策)

第4条 乙は、水質汚濁防止対策として、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 工場から排出される処理水の水量及び水質については、別表第3に掲げる基準を遵守すること。

(2) 冷却水の取排水の温度差はおおむね8℃以下とすること。

(3) 荷役時等、海面汚染のおそれがある場合には、オイルフェンス等による予防措置を講ずるとともに、海面に流出した油分は適切に回収すること。

(騒音、振動防止対策)

第5条 乙は、工場から発生する騒音、振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については北側臨港道路釜北線北端において、また、振動については工場の北側敷地境界線において、別表第4に掲げる基準を遵守するものとする。

(悪臭防止対策)

第6条 乙は、工場から発生する悪臭を防止するため、カーボンブラック生産時に反応炉から排出されるガスについては、フレアスタックを通して燃焼の上排出するとともに、不燃焼を防止するため、自動警報装置を設置する等万全の措置を講ずるものとする。

(地盤沈下防止対策)

第7条 乙は、工場の操業に伴う地盤沈下を防止するための適切な対策を講ずるものとする。

(産業廃棄物対策)

第8条 乙は、工場の操業に伴って生ずる産業廃棄物について、二次公害の発生を防止するため適切な処理を行うものとする。

(関連企業に対する責務)

第9条 乙は、乙の関連企業が工場において作業する場合の公害防止について、本協定に準じて一切の責任を有するものとする。

(測定及び報告)

第10条 乙は、甲乙協議して別に定める項目及び方法により、汚染物質等の測定を自主的に行い、その測定結果を記録、保存するとともに、定期的に甲に報告するものとする。

(公害発生時の措置)

第11条 乙は、工場の操業又は施設の故障、破損その他の事故(以下「操業等」という。)

に起因する公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちに操業の短縮又は停止その他住民への通報等必要な措置をとるとともに、その状況を甲に報告するものとする。ただし、環境関連法令に定めのある場合は、甲への報告を省略することができる。

- 2 操業等に起因すると推定される公害が発生したときは、甲と乙は協力して調査を行い、甲と乙が、その原因が操業等によるものと認めたときは、乙は、誠意をもって損害の賠償等適切な措置を講ずるものとする。

#### (立入調査等)

第 12 条 甲は、乙の公害防止の実施状況について必要がある場合は、乙に対して報告を求め、又は甲の職員をして工場に立入らせ調査させることができるものとする。

#### (施設の設置等の協議)

第 13 条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするときは、事前に甲と協議し、その了解を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の新設、増設又は変更のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、乙の報告をもって前項の事前の協議に代える。

#### (環境等の整備)

第 14 条 乙は、構内緑化を積極的に推進するとともに、砂じんの飛散防止について適切な措置を講ずるものとする。

#### (協力)

第 15 条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が公害防止のために行う指導、調査、研究その他の施策に協力するものとする。

#### (違背時の措置)

第 16 条 乙がこの協定に定める事項に違背した場合は、甲は乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はこれに従うものとする。

#### (確認書)

第 17 条 この協定の実施に関する必要な事項については、別に定める確認書によるものとする。

#### (その他)

第 18 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を改定しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき

は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

#### 附則

##### (効力発生日)

1 この協定は昭和 60 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

##### (協定の廃止)

2 甲と乙が、昭和 51 年 5 月 29 日に締結した「東海カーボン株式会社石巻工場の公害防止に関する協定」は廃止するものとする。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を所持するものとする。

甲 宮城県知事

石巻市長

矢本町長

乙 東海カーボン株式会社

取締役社長

別表第 1(第 3 条関係)

ばい煙発生施設

項目 施設名	煙突高		排出ガス量		排出温度		排出速度	
			生産時	予熱時	生産時	予熱時	生産時	予熱時
1 号反応炉	30m (集合)	28.8m(集 合)	39,800 m <sup>3</sup> N/時 [4,554 m <sup>3</sup> N/ 時]	14,000 m <sup>3</sup> N/時	750℃	250℃	24.5m/ 秒 [5.0 m/ 秒]	13.1m/ 秒
2 号反応炉				14,000 m <sup>3</sup> N/時				13.1m/ 秒
3 号反応炉		28.8m(集 合)		14,000 m <sup>3</sup> N/時		250℃		13.1m/ 秒
4 号反応炉				14,000 m <sup>3</sup> N/時		250℃		13.1m/ 秒
5 号反応炉		28.8m(集 合)		14,000 m <sup>3</sup> N/ 時]		250℃		13.1m/ 秒
6 号反応炉								
7 号反応炉		31.4m		22,000 m <sup>3</sup> N/時		250℃		20.8m/ 秒
1 号直火炉	9.5m	1,200 m <sup>3</sup> N/時	350℃	2.69 m/秒				
2 号直火炉	9.5m	1,200 m <sup>3</sup> N/時	350℃	2.69 m/秒				
3 号直火炉	11.2m	1,200 m <sup>3</sup> N/時	350℃	2.69 m/秒				
4 号直下炉	11.2m	1,900 m <sup>3</sup> N/時	350℃	4.26 m/秒				
自家発ボイ ラー	30m [31m]	35,500 m <sup>3</sup> N/時 [41,383 m <sup>3</sup> N/時]	265℃ [79℃]	20.5m/秒 [11.2 m/秒]				
1 号乾燥炉	35m. (集合)	50,000 m <sup>3</sup> N/時	400℃	43.6m/秒				
2 号乾燥炉		[45,600 m <sup>3</sup> N/時]		[39.8 m/秒]				
3 号乾燥炉	35m (集合)	65,100 m <sup>3</sup> N/時	400℃	56.8m/秒				
4 号乾燥炉		[59,400 m <sup>3</sup> N/時]		[51.8 m/秒]				
備考								
1 反応炉の排出ガス量等は、フレアスタック排出時におけるものとする。								
2 数値は、最大能力時におけるものとする。								
3 [ ] 内は、排煙脱硫装置を使用した場合（高硫黄分原料油を使用した場合）にお けるものとする。								

別表第 2(第 3 条関係)

別表第 2 (第 3 条関係)

1 硫黄酸化物排出基準

項目	協定値
硫黄酸化物年間許容排出量	956t/年
硫黄酸化物時間許容排出量	43.5 m <sup>3</sup> N/時
使用燃料硫黄含有率	0.4%以下

(注) 使用燃料硫黄含有率とは、排煙脱硫装置の効果及びガス混焼等を総合した硫黄含有率の計算値(重油換算値)をいう。

## 2 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値
1号反応炉	最大 200 cm <sup>3</sup>
2号反応炉	
3号反応炉	
4号反応炉	
5号反応炉	最大 180 cm <sup>3</sup>
6号反応炉	
7号反応炉	
1号直火炉	最大 200 cm <sup>3</sup>
2号直火炉	
3号直火炉	最大 180 cm <sup>3</sup>
4号直火炉	
自家発ボイラー	最大 130 cm <sup>3</sup>
1号乾燥炉	最大 250 cm <sup>3</sup>
2号乾燥炉	
3号乾燥炉	最大 230 cm <sup>3</sup>
4号乾燥炉	

(注) 数値は0℃ 1気圧の状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup>当たりのものとする。

## 3 ばいじん排出基準

施設名	協定値
1号反応炉	最大 0.15g/N m <sup>3</sup>
2号反応炉	
3号反応炉	
4号反応炉	
5号反応炉	
6号反応炉	
7号反応炉	
1号直火炉	最大 0.10g/N m <sup>3</sup>
2号直火炉	
3号直火炉	
4号直火炉	
自家発ボイラー	
1号乾燥炉	
2号乾燥炉	
3号乾燥炉	
4号乾燥炉	

別表第 3(第 4 条関係)

排水の規制基準

項目	協定値
水量	最大 460 m <sup>3</sup> /日
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6
化学的酸素要求量	最大 25mg/l
浮遊物質	最大 60mg/l 日間平均 40mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	最大 3mg/l 日間平均 1mg/l

別表第 4(第 5 条関係)

1 騒音の規制基準

昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
55 デシベル(A)以下	50 デシベル(A)以下	45 デシベル(A)以下

2 振動の規制基準

昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
65 デシベル以下	60 デシベル以下